

素材生産事業者への合法性確認に関する アンケート&ヒアリング調査結果

第6回合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会

2021年12月10日 藤掛一郎（宮崎大学）・御田成顕（森林総研東北）

アンケート調査の実施

○ 2021年9月に送付・回収とも郵送、6県は無記名、41県は記名にて実施。

表1 送付及び有効回答

	有効回答 数	有効回答 率 (%)	割合 (%)
東北 (青森・秋田県)	91	28.7	16.3
中部 (長野・岐阜県)	106	26.0	19.0
九州 (宮崎・鹿児島県)	142	35.1	25.5
41県	217		38.9
県不明	2		0.4
計	558		100.0

表2 回答者の素材生産量

	回答数	%
3千m ³ 未満	159	31.1
10千m ³ 未満	175	34.3
10千m ³ 以上	177	34.6
計	511	100.0

※今回の報告内容は、検討
会用に集計した暫定版。

1 立木購入における契約・所有・境界確認

設問

問6 森林所有者から直接立木を購入する場合、売買契約書を作成しますか。また、所有権や所有境界の確認、…はどのようにしていますか、最も多いケースをお答えください。

- (1) 売買契約書の作成 自主的に作成する 求められたら作成する
 作成しない
- (2) 登記簿等による森林所有権の確認 確認する 確認しない
- (3) 境界の確認 森林所有者のみと現地立ち会いで確認する
 森林所有者、隣接所有者と現地立ち会いで確認する
 現地立ち会いはしないが、伐採区域の地図（実際に施業を行う場所を示したもの）を確認する
 現地立ち会いや伐採区域の地図等の書面による境界確認はしない

1 立木購入における契約・所有・境界確認

結果（1）売買契約書の作成と所有権の確認

- 契約書を「自主的に作成」、登記簿等により所有者を「確認する」ともに89%。
- 所有者のために必ず作成するという声あり。
- 小規模事業者で「自主的に作成」「確認する」が少ない。固定的な取引関係、顔の見える関係が多いためか。

図1 立木売買契約書の作成

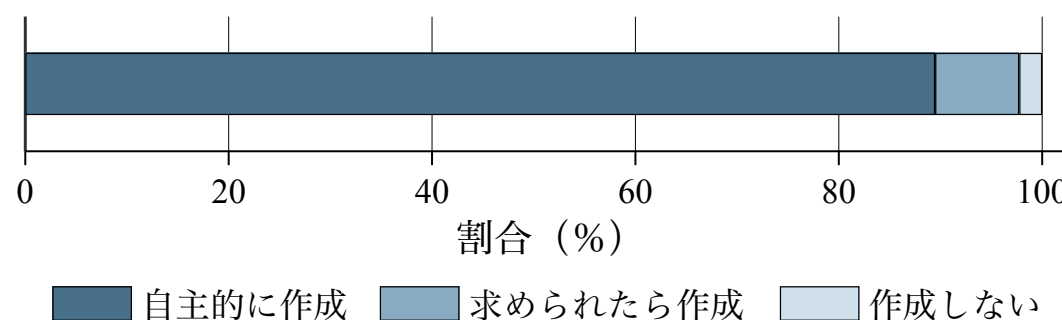
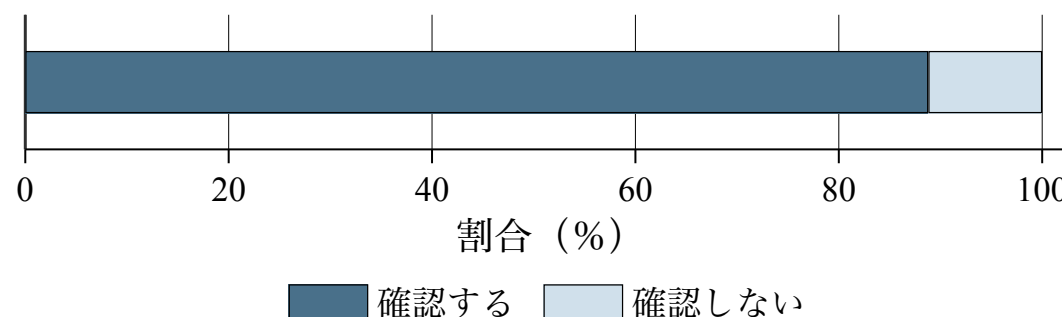


図2 登記簿等により所有者を確認する割合



1 立木購入における契約・所有・境界確認

結果 (2) 境界の立ち会い確認

- 「所有者・隣接所有者との立ち会い」は 49%（仲介の場合は 44%）。
- 「地図で確認」「所有者立ち会い」については、確認が不十分なケースも見受けられる。
- 仲介人を介した場合に確認が不十分な事例が多数報告。トラブル防止のためには、境界確認を仲介人に任せず、事業者自ら行うことが大事。

図3 境界の確認

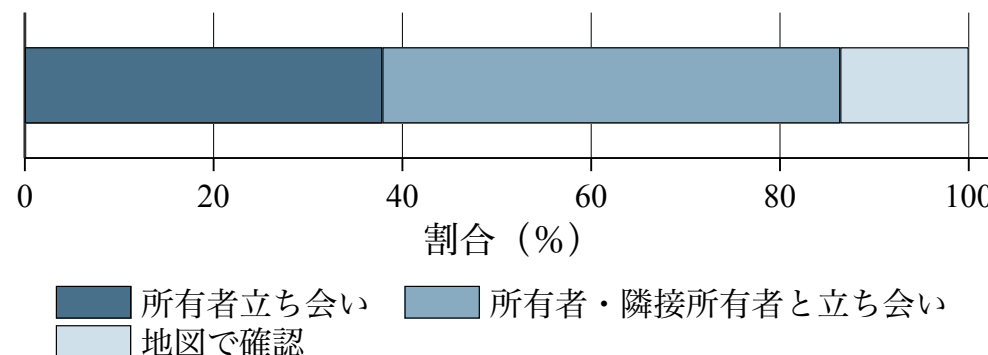
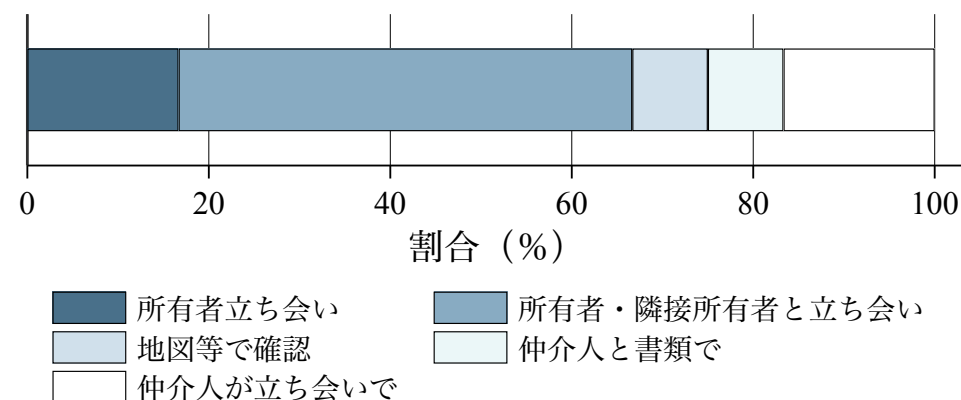


図4 仲介の場合の境界の確認



2 私有林の合法性に関する情報提供

設問

問12 木材加工業者へ直接木材を売り渡す場合、販売量の何割程度で合法性証明書類を提出していますか。また、提出している書類は何ですか、当てはまるものを全てお選びください。

(1) 提出する割合 0割 1~3割 4~6割 7割 8割 9割 10割

(2) 提出する書類

伐採届等

伐採届（受付印あり） 適合通知書
 伐採届以外の行政手続の書類（保安林伐採許可書、森林経営計画の認定書など伐採地の要件に応じた書類）

番号入り文書

森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた**合法木材供給事業者（ガイドライン認定事業者）**の認定番号とともに合法性を証明する文言の入った請求書や納品書等

数量入り文書

丸太・チップ等の木材の種類、木材の重量・数量・体積が記載された書類（納品書等）

認証材証明書

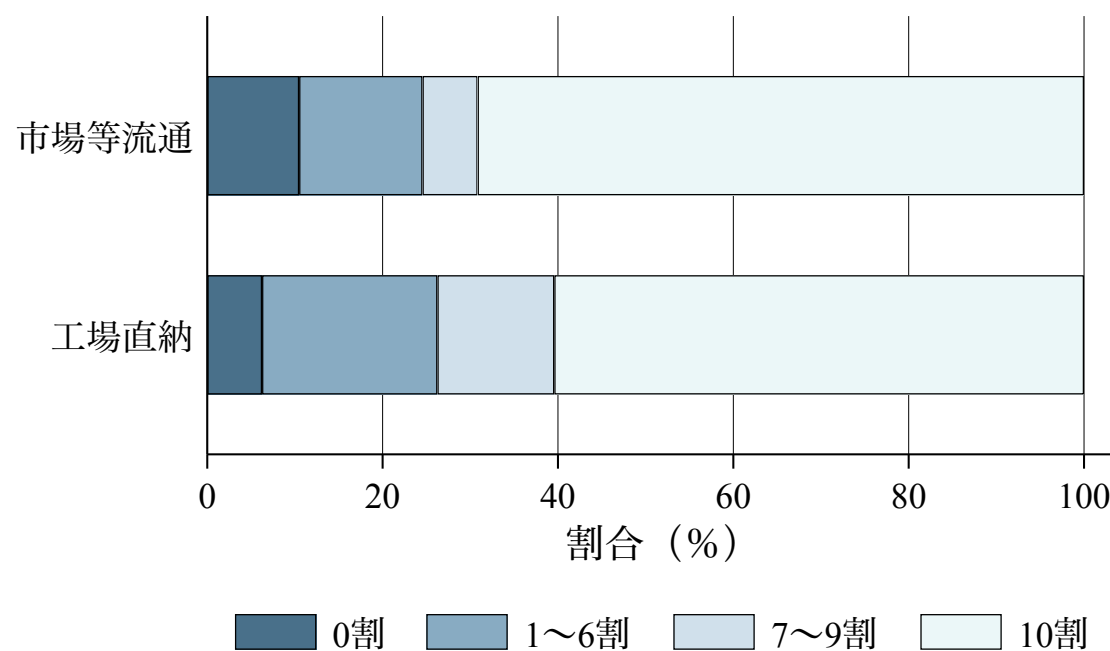
認証材の証明書（FSC、PEFC、地域材等） その他 その他

2 私有林の合法性に関する情報提供

結果（1）提出する割合

- 過半は10割提出も、3～4割は10割未満。工場直納で低い。
- 「求められたら必ず出す」が80%、「求められたことがなかった」が14.8%。
- 宮崎県市場連盟など、市場・素流協等で提出必須が多いのでは。工場は関係固定的ゆえか。

図7 合法性証明書類を提出する割合

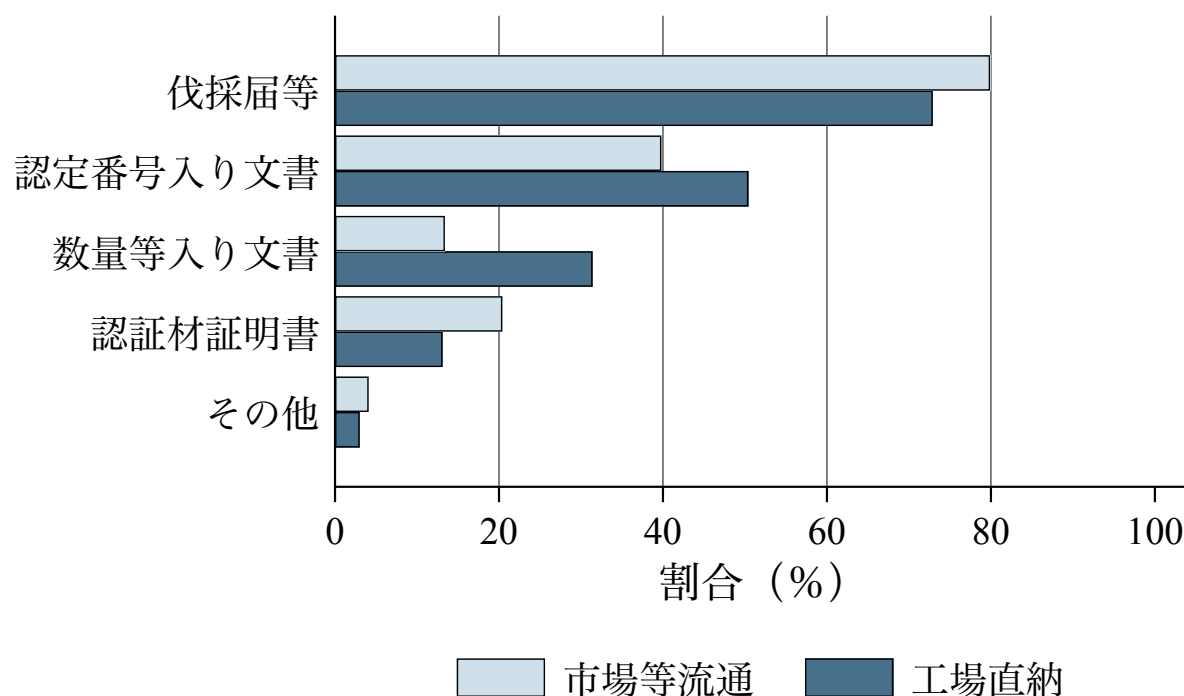


2 私有林の合法性に関する情報提供

結果 (2) 提出する書類

- 番号入り文書、数量等入り文書で確認する場合もかなりある。工場直納の場合で、その傾向が強い。
- 伐採届等で確認するのが望ましい。とはいえ、それでも故意に境界を越えて伐るタイプの無断伐採は防ぎきれず、違法な木材が流通した事例も。

図8 提出する合法性証明書類



2 私有林の合法性に関する情報提供

結果 (3) 属性と提出割合の相関

- 提出割合は「素材生産規模」と「ガイドライン認定事業者」と有意に相関。意識では、後出の「合法性担保が必要」とも有意に相関。一方、「クリーンウッド法の認知」とは無関係。

図9 規模と確認書類提出の相関

工場直納の場合

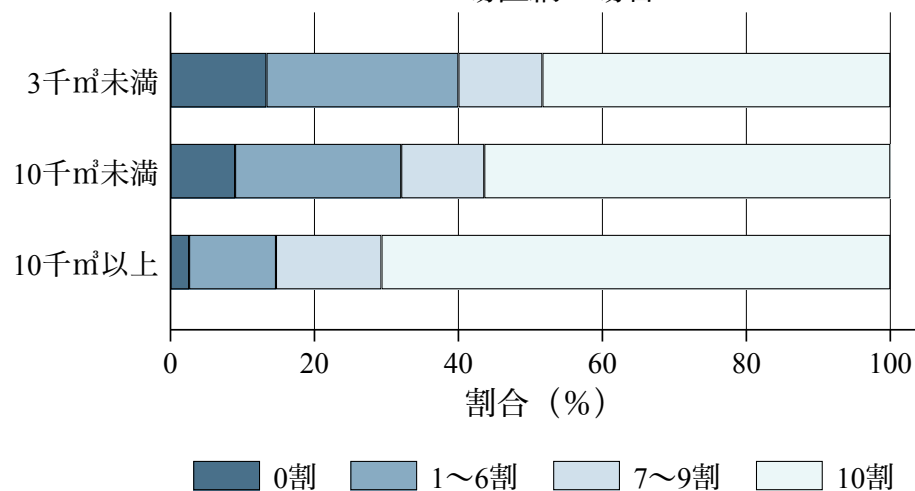
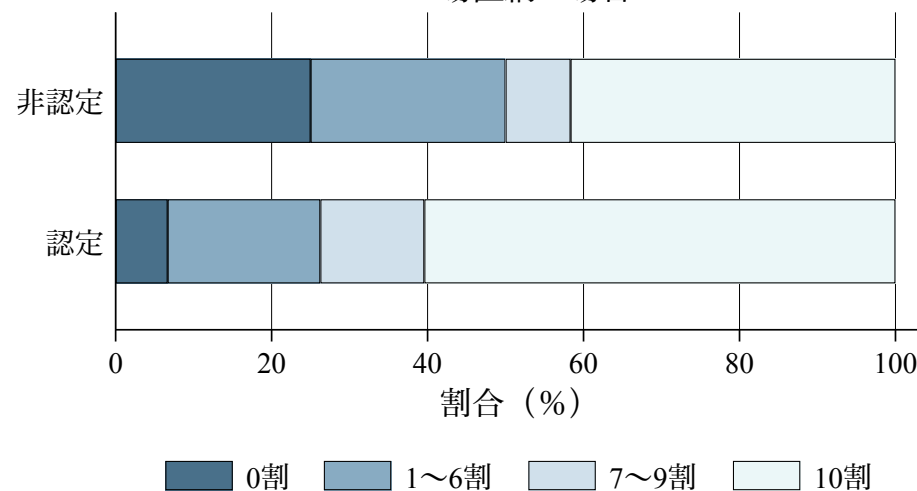


図10 ガ認定と確認書類提出の相関

工場直納の場合



3 クリーンウッド法

設問

問18 クリーンウッド法（2016年制定）を知っていますか。

- 内容（※）についても理解している ※：第一種・第二種木材関連事業、
木材関連事業者登録制度など
- 聞いたことはあるが内容は把握していない 知らない

問19 クリーンウッド法が施行された2017年以降、木材の合法性を確認できる書類を求められることが増えましたか。

- 増えた 変わらない 減った

問20 木材を販売する際に、合法性を担保して販売することが必要だと考えていますか。

- 考えている 考えていない

3 クリーンウッド法

結果 (1) 法律の認知

○ 全体で

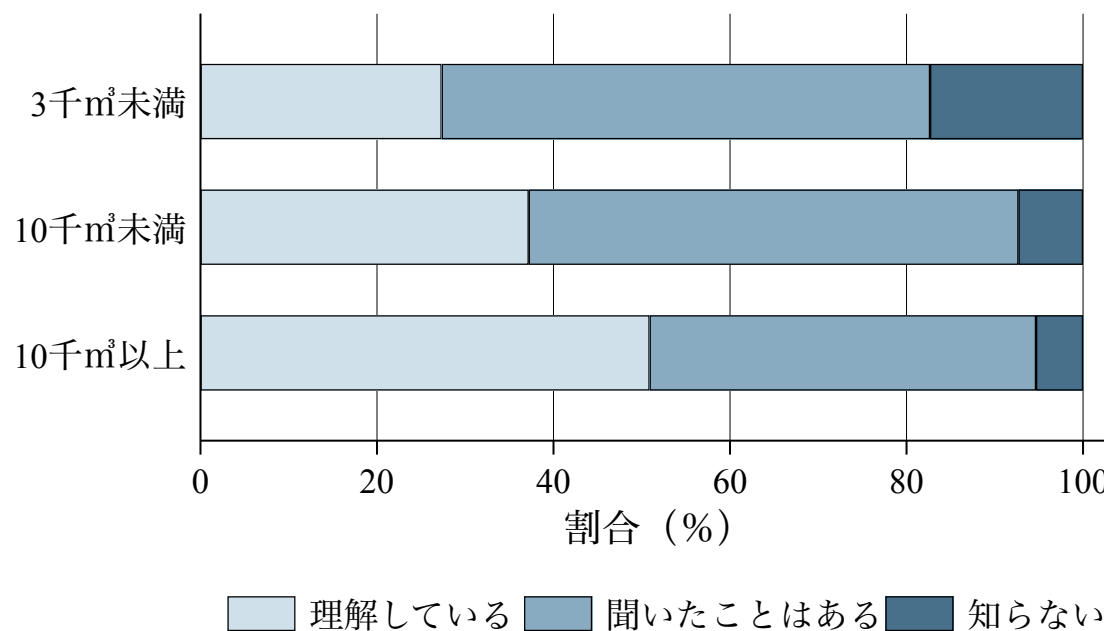
「理解している」 37%、

「聞いたことはある」 53%

「知らない」 10%

- 「グリーン購入法ガイドラインの合法木材との違いが分からない」、「整理が必要」。「抑止になっている」との意見もあるが、「不十分」との意見の方が多いか。

図11 クリーンウッド法の認知

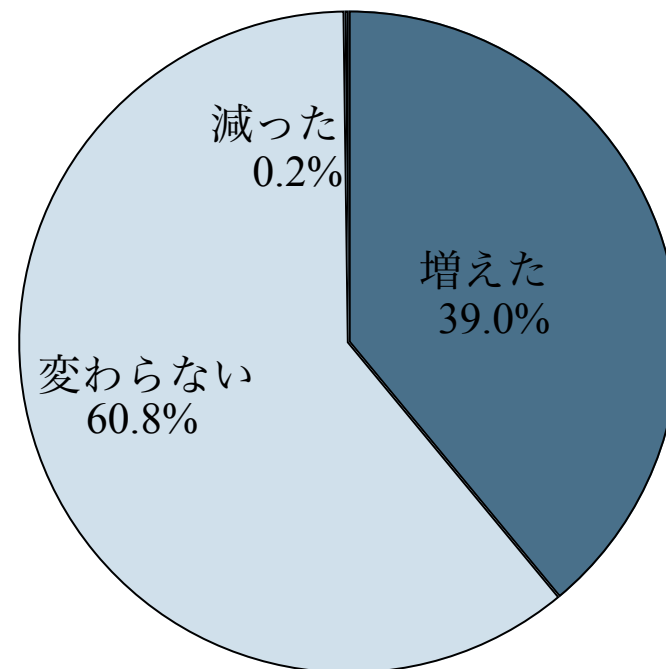


3 クリーンウッド法

結果 (2) 法施行 (2017年) 以降の合法性確認の変化

- 変わらないが6割と多い。
- 増えたも4割あるが、ヒアリングでは、クリーンウッド法施行が必ずしも関係しているわけではないようであった。主伐量の増加やFIT開始を機に、合法性確認が求められるようになったことが影響したと思われる。

図12 法施行以降の確認増減

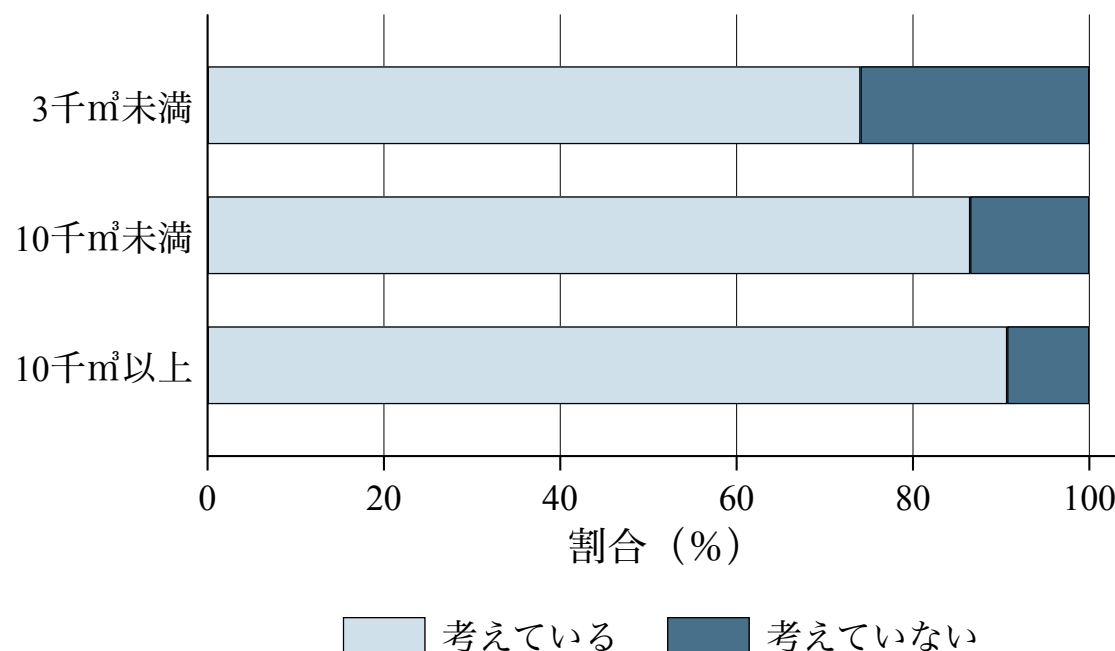


3 クリーンウッド法

結果 (3) 合法性への意識

- 84%が合法性を担保することが必要と「考えている」。
- 「考えていない」は、小規模事業者が多い。意識して取り組まずとも、違法なものはないという意識か。

図13 合法性を担保する必要性



まとめ

- 伐採届等の提出による合法性確認はかなり行われるようになったが、行き渡っているとまでは言い難い。素材生産事業者は、要求されれば確認文書を提出できている状況で、要は要求があるかどうか。
- 伐採時の山林の境界確認は必ずしも十分ではなく、ごく一部ではあるが、悪意を持って無断伐採をする事業者がいることには業界内部からも厳しい声がある。
- クリーンウッド法は、素材生産事業者にとっては聞いたことがある程度のものでとどまり、無断伐採問題の抑止につながっていないとの評価も。

クリーンウッド法への期待

- 主伐量の増加やFIT開始等を機に、流通事業者中心に合法性確認の取組が広がり、それには素材生産事業者側も問題なく対応している状況がある。しかし、それだけでは無断伐採問題は根絶できず、悪質な素材生産事業者を排除しうる仕組みが求められてもいる。
- 従来のクリーンウッド法は、川中・川下の自発的な取り組みを促してきたが、合法性確認の対象を素材生産段階まで広げ、素材生産事業者が木材関連事業者に木材を譲り渡すに当たっては、伐採届の写し等を提出することを義務にするなど、国産材は全て安心と言いうるための土台作りを期待したい。
- その上で、問題のある行政指導を受けた事業者に対して取引回避ができる状況を作るなど、真面目な素材生産事業者や木材関連事業者の安心が確保されるようにしていただきたい。